

法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律

公 布：昭和21年9月25日法律第24号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

第1条 会社その他の法人は、他の法令又は定款にかかはらず、政府の所有する株式又は出資に対して、政府以外の者の所有する株式又は出資に対すると同一の条件を以て、利益又は剰余金の配当又は分配をしなければならない。

第2条 政府は、他の法令又は契約にかかはらず、会社その他の法人に対し、毎事業年度における配当又は分配することができる利益又は剰余金の額を払込済株金額又は出資金額に対して一定の割合に達せしめるための補給金は、これを交付しない。

2 前項の規定によつて補給金の交付を受けることのできない会社その他の法人について、法令、契約又は定款に特別の配当準備のための積立をすることを必要とする旨の規定があるときは、その規定は効力を失ふ。

第3条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

附 則 （略）

地方公共団体が法人の債務を重疊的に引き受けることについて

〔平成20年7月11日 総財務第162号
総務省自治財政局財務調査課長から滋賀県総務部長宛〕

地方公共団体が法人の債務を重疊的に引き受けることは、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和21年法律第24号）第3条で禁止されている保証契約に相当するものと解されるため、違法の疑いがある。

地方公共団体が法人の債務を免責的に引き受けることについて

〔平成20年8月19日 総財務第187号
総務省自治財政局財務調査課長から滋賀県総務部長宛〕

地方公共団体が法人の債務を免責的に引き受けることは、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」（昭和21年法律第24号）第3条で禁止されている保証契約に相当するものとは解されない。